平成２８年（フ）第１４６号
山口県下関市菊川町大字田部1137番地15
債務者　光成　香里
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
徳島県阿南市津乃峰町長浜18番地　県営住宅阿南団地423号室
債務者　中村　彩花
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第７８号
愛媛県新居浜市中村１丁目８番32号、前住所愛媛県松山市上高野町甲147番地１
債務者　直野　貴宏
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１０９号
愛媛県西条市三津屋南７番31　一色第２ビル201号、住民票上の住所奈良県奈良市桂木町４番402号
債務者　渡部　浩二（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１２６号
愛媛県新居浜市萩生2707番地の１　治良丸団地331号、前住所愛媛県新居浜市中村４丁目９番52号
債務者　坂下　明美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１１５号
福岡県嘉麻市大隈町407番地３
債務者　林田　　肇
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２６１号
福岡県久留米市津福本町1012　聖ルチア病院内、住民票上の住所福岡県久留米市高良内町4419番地５　コートグレイス201号、前住所福岡県久留米市国分町1260番地６
債務者　野口真樹子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２６８号
福岡県久留米市通町２番地15　ライクハウス301号
債務者　原　　和彦
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６８０号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台５丁目３番８号　平成ビル302号
債務者　松丸　洋一
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７０２号
福岡県遠賀郡水巻町伊左座５丁目13番15号
債務者　大村　恵美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７３０号
北九州市小倉北区金鶏町８番23―201号
債務者　榎　　幸治
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５７号
宮崎市波島２丁目８番30号
債務者　藤井　陽子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３７７号
宮崎市吉村町北原甲1405番地３　共栄ハイツ青葉305号、前住所宮崎市吉村町別府原甲1671番地46　山口アパート201号
債務者　是澤真智子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４４２号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目９番51号（第３福島ビル301号）
債務者　上野　紘司
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
鹿児島県曽於市財部町下財部2186番地
債務者　野口　　悟
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
鹿児島県霧島市福山町福地2330番地
債務者　松崎　光子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
北海道美唄市東明４条１丁目２番14号
債務者　青木　澄江
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部